

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
30年－14 (30. 6.14)	商工労働	<p>「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けている。</p> <p>国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体など10万人以上が、この「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきたが、「自分たちの働き方に見合った法人格がほしい」、「労働者として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めて活動を続けてきた。</p> <p>その甲斐あって、この働き方や法人を認めるための「協同労働の協同組合」の法制度を求める取組が全国に広がり、国会で100名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の具体的な検討が始まった。</p> <p>この「協同労働の協同組合」は、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちで作る新しい働き方としての期待や、地域の様々な課題に住民自身が取り組むための「組織」として期待をされている。</p> <p>私たちは、この法制化の流れを押し進めるため、国会での議論と速やかな制定を強く要望する。誰もが、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、こうした働き方は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会に参加する道を開くものである。</p> <p>よって、鳥取県議会におかれては、本陳情の趣旨を理解し、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書を国へ提出していただきたい。</p>	<p>日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 センター事業団さんいんみらい事業所 所長 大谷 信一</p>

▶**陳情趣旨**

鳥取県議会において、「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかな制定を求める意見書採択し、国に対して提出すること。